

昨年度からの主な変更点

変更点	変更前	変更後
入会最低基準の見直し	以下 3 点の勤務条件をすべて満たしている必要があります。 ・就労日は 1 日当たり <u>3 時間以上勤務</u> ・就労日数は週 3 日以上（月曜日～土曜日） ・<u>帰宅時間が午後 3 時（児童が 1 年生の場合は午後 2 時）以降</u>	以下 3 点の勤務条件をすべて満たしている必要があります。 ・就労日は 1 日当たり <u>4 時間以上勤務</u> ・就労日数は週 3 日以上（月曜日～土曜日） ・<u>午後 3 時時点で勤務あり（勤務終了時間が午後 3 時の場合も含む）</u>
障害児枠の入会条件の見直し	「クラブ主催の育成室外で行う行事に参加する場合は、保護者またはこれに代わるものが付き添うこと」	左記条件を削除
保護者が疾病で入会する場合の提出書類への記載内容の追加	診断書への記載内容の指定なし	診断書に、家庭で監護ができない具体的な理由の記載が必要となります。
申請方法の変更	児童青少年課窓口 各学童クラブ 電子申請	電子申請 （医療的ケアを必要とする児童と育成料・延長育成料に滞納がある方は市役所児童青少年課窓口でのみ受付）
緊急連絡システムの変更	メール配信サービス（すぐーる）	入退室管理システム（安心でんしょばと）からアプリ通知又はメール配信
おやつ持参条件の変更	① 児童が食物アレルギーにより<u>アナフィラキシーショック</u>を起こす可能性がある場合 ② 省略 ③ <u>卵、小麦、乳、そば、落花生の 5 品目の内、2 品目以上にアレルギーを有している場合</u> ④ ⑤省略	① 児童が食物アレルギーにより<u>アナフィラキシー症状</u>を起こす可能性がある場合 ② 省略 ③ <u>卵、小麦、乳の 3 品目の内、1 品目にでも食物アレルギーを有している場合</u> ④ ⑤省略